

# ○茨城県警察署の管轄区域に関する規則

昭和29年7月1日  
公安委員会規則第3号

〔沿革〕 昭和29年7月公安委員会規則第7号、第8号、9月第13号、10月第16号、11月第18号、第19号、第22号、12月第24号、第26号、第28号、30年1月第1号、2月第4号、第7号、3月第12号、第18号、4月第20号、第22号、5月第25号、6月第29号、第32号、7月第34号、10月第40号、31年2月第2号、3月第4号、8月第12号、9月第14号、第16号、第19号、32年6月第6号、7月第13号、33年2月第1号、第3号、7月第13号、34年1月第1号、3月第4号、39年12月第10号、40年4月第2号、43年2月第1号、44年1月第1号、9月第11号、45年2月第2号、10月第6号、47年1月第2号、3月第8号、55年3月第3号、57年12月第8号、60年3月第8号、61年5月第6号、8月第8号、62年11月第9号、63年1月第1号、平成3年12月第11号、4年3月第2号、5年10月第6号、6年10月第8号、7年8月第3号、8年5月第5号、8月第12号、9年3月第3号、9月第7号、12年3月第3号、13年3月第3号、14年1月第1号、9月第9号、16年10月第8号、17年1月第1号、第2号、7月第10号、12月第14号、20年3月第4号、27年2月第3号、29年2月第3号、3月第6号、令和元年12月第6号改正

## (目的)

第1条 この規則は、茨城県警察署の位置、名称及び管轄区域に関する条例（昭和29年茨城県条例第34号）第3条の規定に基づき、警察署の管轄区域に関し規定することを目的とする。

## (管轄区域)

第2条 茨城県警察署の管轄区域は別表のとおりとする。

## (委任)

第3条 前条に規定するもののほか、この規則を実施するため必要な事項は、茨城県警察本部長が別に定める。

## 附 則

この規則は、昭和29年7月1日から施行する。

### 附 則 (昭和29年7月公安委員会規則第7号)

この規則は、昭和29年7月10日から施行する。

### 附 則 (昭和29年7月公安委員会規則第8号)

この規則は、昭和27年7月15日から施行する。

### 附 則 (昭和29年9月公安委員会規則第13号)

この規則は、昭和29年9月15日から施行する。

附 則 (昭和29年11月公安委員会規則第18号)

この規則は、公布の日から施行する。但し、真壁警察署の項の改正規定については、昭和29年11月2日から施行する。

附 則 (昭和29年11月公安委員会規則第19号)

この規則は、昭和29年11月3日から施行する。

附 則 (昭和29年11月公安委員会規則第22号)

この規則は、昭和29年11月23日から施行する。

附 則 (昭和29年12月公安委員会規則第26号)

この規則は、昭和29年12月10日から施行する。

附 則 (昭和29年12月公安委員会規則第28号)

この規則は、昭和30年1月1日から施行する。

附 則 (昭和30年1月公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和30年1月5日から施行する。

附 則 (昭和30年2月公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県竜ヶ崎警察署の項に係る改正規定は、昭和30年2月10日から施行する。

附 則 (昭和30年2月公安委員会規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県太田警察署、茨城県日立警察署、茨城県多賀警察署及び茨城県波崎警察署の管轄区域に関する改正規定並びに茨城県高萩警察署の管轄区域に関する改正規定中日高村に係る部分及び茨城県取手警察署の管轄区域に関する改正規定中高井村、稻戸井村、寺原村及び小文間村に係る部分は、昭和30年2月15日から茨城県谷田部警察署の管轄区域に関する改正規定及び茨城県取手警察署の管轄区域に関する改正規定中山玉村、六郷村、相馬町及び高須村に係る部分は、同年同月21日から施行する。

附 則 (昭和30年3月公安委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県大洗警察署の管轄区域に関する改正規定及び茨城県鉢田警察署の管轄区域に関する改正規定中「六郷村及び諏訪村」に係る部分は昭和30年3月3日から、茨城県鉢田警察署の管轄区域に関する改正規定中「旭村」、「巴村、徳宿村、新宮村」及び「行方郡の内秋津村」に係る部分及び茨城県古河警察署の管轄区域に関する改正規定中「新郷村」に係る部分は同年同月15日から、茨城県境警察署

の管轄区域に関する改正規定及び茨城県古河警察署の管轄区域に関する改正規定中「岡郷村、勝鹿村、香取村」を「総和村」に改める部分については同年同月16日から施行する。

附 則 (昭和30年3月 公安委員会規則第18号)

この規則は、昭和30年3月31日から施行する。

附 則 (昭和30年4月 公安委員会規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県土浦警察署の管轄区域に関する改正規定は、同年同月20日から施行する。

附 則 (昭和30年5月 公安委員会規則第25号)

この規則は、昭和30年5月3日から施行する。

附 則 (昭和30年6月 公安委員会規則第29号)

この規則は、昭和30年6月10日から施行する。

附 則 (昭和30年6月 公安委員会規則第32号)

この規則は、昭和30年7月1日から施行する。

附 則 (昭和30年6月 公安委員会規則第34号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、「藤沢村、斗利出村、山ノ荘村」に係る改正部分は、昭和30年7月27日から施行する。

附 則 (昭和30年10月26日 公安委員会規則第40号)

この規則は、昭和30年11月1日から施行する。

附 則 (昭和31年2月10日 公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和31年2月15日から施行する。

附 則 (昭和31年3月31日 公安委員会規則第4号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県水海道警察署及び茨城県境警察署の管轄区域に関する改正規定は、同年4月1日から施行する。

附 則 (昭和31年8月1日 公安委員会規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年9月1日 公安委員会規則第14号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和31年9月20日 公安委員会規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。但し、茨城県大宮警察署に係る改正規定については昭和31年9月29日から施行する。

附 則 (昭和31年9月29日公安委員会規則第19号)

この規則は、公布の日から施行する。但し、茨城県太田警察署、茨城県江戸崎警察署及び茨城県筑波警察署に係る改正規定については、昭和31年9月30日から施行する。

附 則 (昭和32年6月1日公安委員会規則第6号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和32年7月1日公安委員会規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和33年2月5日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和33年2月15日から施行する。ただし、茨城県水戸警察署の項に係る改正規定は、昭和33年3月5日から施行する。

附 則 (昭和33年2月19日公安委員会規則第3号)

この規則は、昭和33年2月20日から施行する。ただし、茨城県水戸警察署の項に係る改正規定は、昭和33年4月1日から施行する。

附 則 (昭和33年7月28日公安委員会規則第13号)

この規則は、昭和33年8月1日から施行する。

付 則 (昭和34年1月22日公安委員会規則第1号)

この規則は、昭和34年2月1日から施行する。

附 則 (昭和34年3月31日公安委員会規則第4号)

この規則は、昭和34年4月1日から施行する。

附 則 (昭和39年12月11日公安委員会規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、茨城県水戸警察署に係る改正規定は、昭和40年1月1日から施行する。

附 則 (昭和40年4月28日公安委員会規則第2号)

この規則は、昭和40年4月29日から施行する。

附 則 (昭和43年2月15日公安委員会規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。ただし、古河警察署に係る改正規定は、昭和43年1月1日から適用する。

附 則 (昭和44年1月16日公安委員会規則第1号)  
この規則は、公布の日から施行し、昭和44年1月1日から適用する。

附 則 (昭和44年9月25日公安委員会規則第11号)  
この規則は、昭和44年10月1日から施行する。

附 則 (昭和45年2月12日公安委員会規則第2号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和45年10月1日公安委員会規則第6号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和47年1月31日公安委員会規則第2号)  
この規則は、昭和47年2月1日から施行する。

附 則 (昭和47年3月30日公安委員会規則第8号)  
この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月31日公安委員会規則第3号)  
この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年12月27日公安委員会規則第8号)  
この規則は、昭和58年1月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月28日公安委員会規則第8号)  
この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年5月31日公安委員会規則第6号)  
この規則は、昭和61年6月1日から施行する。

附 則 (昭和61年8月18日公安委員会規則第8号)  
この規則は、昭和61年8月25日から施行する。

附 則 (昭和62年11月30日公安委員会規則第9号)  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和63年1月28日公安委員会規則第1号)  
この規則は、昭和63年1月31日から施行する。

附 則 (平成3年12月26日公安委員会規則第11号)  
この規則は、平成4年1月1日から施行する。

附 則 (平成4年3月2日公安委員会規則第2号)  
この規則は、平成4年3月3日から施行する。

附 則 (平成5年10月27日公安委員会規則第6号)  
この規則は、平成5年11月1日から施行する。

附 則 (平成6年10月31日公安委員会規則第8号)  
この規則は、平成6年11月1日から施行する。

附 則 (平成7年8月23日公安委員会規則第3号)  
この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則 (平成8年5月30日公安委員会規則第5号)  
この規則は、平成8年6月1日から施行する。

附 則 (平成8年8月30日公安委員会規則第12号)  
この規則は、平成8年9月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日公安委員会規則第3号)  
この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年9月29日公安委員会規則第7号)  
この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月9日公安委員会規則第3号)  
この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成13年3月19日公安委員会規則第3号)  
この規則中第1条〔中略〕の規定は行方郡牛堀町を編入後の同郡潮来町を潮来市とする  
地方自治法(昭和22年法律第67号)の規定による処分が効力を生じた日〔中略〕から施行  
する。

附 則 (平成14年1月24日公安委員会規則第1号)  
この規則は、平成14年2月2日から施行する。

附 則 (平成14年9月26日公安委員会規則第9号)

この規則は、平成14年11月1日から施行する。

附 則 (平成16年10月7日公安委員会規則第8号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 次号及び第3号に掲げる規定以外の規定 平成16年10月16日
- (2) [前略] 第2条中茨城県警察署の管轄区域に関する規則別表茨城県高萩警察署の項の改正規定 [中略] 平成16年11月1日
- (3) 第2条中茨城県警察署の管轄区域に関する規則別表太田警察署の項の改正規定 [中略] 平成16年12月1日

附 則 (平成17年1月13日公安委員会規則第1号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条 [中略] の規定 平成17年1月21日
- (2) 第3条 [中略] の規定 平成17年2月1日
- (3) [前略] 第4条 [中略] の規定 [中略] 平成17年3月22日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年3月28日

附 則 (平成17年1月13日公安委員会規則第2号)

この規則は、茨城県警察署の名称、位置及び管轄区域に関する条例の一部を改正する条例（平成16年茨城県条例第60号）の施行の日〔平成17年4月1日〕から施行する。

附 則 (平成17年7月28日公安委員会規則第10号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第2条 [中略] の規定 平成17年8月1日
- (2) [前略] 第3条 [中略] の規定 平成17年9月2日
- (3) 第4条 [中略] の規定 平成17年9月12日
- (4) 第5条 [中略] の規定 平成17年10月1日
- (5) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成17年10月11日

附 則 (平成17年12月8日公安委員会規則第14号)

この規則は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) [前略] 第5条 [中略] の規定 平成18年1月1日
- (2) 第6条 [中略] の規定 平成18年2月20日
- (3) 第7条 [中略] の規定 平成18年3月19日
- (4) 前各号に掲げる規定以外の規定 平成18年3月27日

附 則 (平成20年3月27日公安委員会規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年2月26日公安委員会規則第3号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年2月16日公安委員会規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成29年3月23日公安委員会規則第6号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (令和元年12月19日公安委員会規則第6号抄)

(施行期日)

第1条 この規則は、令和2年3月2日から施行する。

#### 別表

警察署名	管轄区域
茨城県水戸警察署	水戸市 東茨城郡茨城町、大洗町
茨城県笠間警察署	笠間市 東茨城郡城里町
茨城県ひたちなか警察署	ひたちなか市 那珂郡東海村
茨城県那珂警察署	那珂市
茨城県大官警察署	常陸大官市
茨城県太田警察署	常陸太田市
茨城県大子警察署	久慈郡大子町
茨城県日立警察署	日立市
茨城県高萩警察署	高萩市 北茨城市
茨城県鉾田警察署	鉾田市
茨城県鹿嶋警察署	鹿嶋市
茨城県神栖警察署	神栖市
茨城県行方警察署	潮来市 行方市
茨城県竜ヶ崎警察署	竜ヶ崎市 稲敷郡河内町
茨城県牛久警察署	牛久市 稲敷郡阿見町

茨城県稲敷警察署	稲敷市 稲敷郡美浦村
茨城県土浦警察署	土浦市 かすみがうら市
茨城県石岡警察署	石岡市 小美玉市
茨城県つくば警察署	つくば市
茨城県筑西警察署	筑西市
茨城県下妻警察署	下妻市 結城市八千代町
茨城県桜川警察署	桜川市
茨城県結城警察署	結城市
茨城県常総警察署	常総市 つくばみらい市
茨城県古河警察署	古河市
茨城県境警察署	坂東市 猿島郡五霞町、境町
茨城県取手警察署	取手市 守谷市 北相馬郡利根町